孤独・孤立対策の取組（イメージ）①
声を上げやすい・相談しやすい環境整備

○　孤独・孤立対策においては、他人や制度に頼ることについて、よくないことであるという認識を持ったり、恥ずかしさや他者への迷惑を過度に意識する、いわゆるスティグマを解消して、当事者等が相談等の支援を受けることができるようにすることが重要。
○　「孤独・孤立に悩む人を誰一人として取り残さない社会」を目指して、孤独・孤立で悩んでいる方々へ必要な支援が行き届くよう取り組む。

○「孤独・孤立対策強化月間」（５月）における集中的な広報

○ウェブサイトにおける周知による啓発

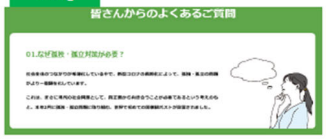

○多言語対応 There are supports for you.

○相談の心理的ハードルを下げる取組（オンラインや匿名での相談を可能とする、制度活用は権利であることを周知する等）

○電話・SNSのそれぞれの特性を踏まえた24時間対応の相談など多元的な相談支援体制の整備

○ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制

○制度申請の簡易化やオンライン化、マイナポータルとの連携　自動ツールの導入等

○各種相談支援制度の連携や各相談支援機関の対等な連携による包括的な相談支援体制の整備

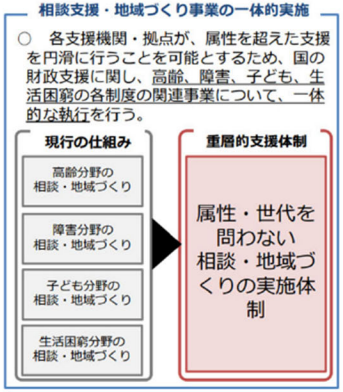

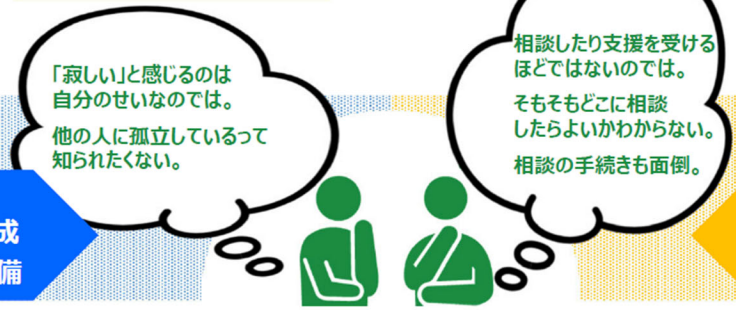

孤独・孤立は誰にでも起こりうる
身近な問題であるという社会認識の醸成
声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

相談支援体制の整備、発信
相談しやすい環境整備

孤独・孤立対策の取組（イメージ）②
人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

○　人生のあらゆる段階で何人にも生じ得る孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、関係府省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。
○　孤独・孤立対策が各地域で分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなり得ることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を高めうることを認識しながら、地域における人と人とのつながりを作る施策が当事者等へ円滑に届けられる環境を整備する。

地域住民

つながりへの架け橋（例）

保健、医療、福祉、教育
その他の専門家

・かかりつけ医・リンクワーカー【医療】
・地域包括支援センター／生活支援コーディネーター【介護】
・地域共生担当【福祉】
・スクールソーシャルワーカー【教育】
・保護観察所【更生保護】

市民や民間事業者など

・民生委員・児童委員【福祉】
・保護司【更生保護】
・行政相談委員【相談受付】
・つながりサポーター【孤独・孤立対策】

分野横断的な広報・相談窓口による周知

・消費者被害防止
・行政相談

相乗効果
孤独・孤立の軽減予防
各種施策の利用促進
地域活動の活性化

人と人とのつながりの創出（例）

公園を活用したつながりの場【環境】

地域のボランティアサークル、スポーツ・文化芸術・趣味サークル等【まちづくり、福祉】

博物館・公民館・図書館等を活用した地域のつながり【文化】

こども食堂など多様なこどもの居場所、多世代交流の場【こども・食育】

居住支援法人等や消費生活協力員・協力団体・地域による見守り【住宅・消費者保護・環境】

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用し、各種施策の情報を共有
人と人とのつながりを生むための分野横断的連携を促進

孤独・孤立対策の取組（イメージ）③
官民連携の基盤整備

○　孤独・孤立の問題に対して、行政のみや、支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、民・民及び官・民・ＮＰＯ等の取組の連携強化が必要。このため、全国的なプラットフォームの活動に加え、地方公共団体においても、官・民・ＮＰＯ等の関係者の連携・協働を促進する場として官民連携プラットフォームを設置することを推進。
○　官民問わず共通した社会課題に取り組む立場として各団体間で自立的な協力関係を構築する状態を実現する必要があることから、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」を目指す。

（別紙２）孤独・孤立対策に関するこれまでの政府の主な取組

１．関係予算による各種施策の推進

○　令和３年３月、孤独・孤立対策に取り組む幅広い分野のＮＰＯ等を対象とした緊急支援策を、関係府省庁と連携して取りまとめた。具体的には、①生活支援等・自殺防止対策、②フードバンク支援・こども食堂等への食材提供に係る補助、③こどもの居場所づくり、④女性に寄り添った相談支援、⑤住まいの支援に取り組むＮＰＯ等への支援を行う内容となっている。

　また、同年３月には、緊急支援策に盛り込まれた、女性の相談支援、こどもの居場所づくり事業を活用した「生理の貧困」への対応を公表した。

○　令和４年度予算及び令和３年度補正予算において、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等に対して安定的・継続的に支援を行うこととした。

○　令和４年４月には、原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等の支援を目的として、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等への支援の拡充等を行うこととした。

　また、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進、関係団体が連携して統一的に 24 時間相談を受け付ける窓口体制（孤独・孤立相談ダイヤル）の推進、孤独・孤立対策ホームページの充実・強化を行うこととした。

○　令和４年 10 月には、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策により、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等への支援策に加え、地域における孤独・孤立対策のモデル構築、孤独・孤立相談ダイヤルの試行、声を上げやすい社会の実現に向けた広報の強化を行うこととした。

○　令和５年度予算及び令和４年度補正予算において、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等に対して引き続き支援を行うとともに、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等への支援モデル等の構築を新たに実施した。

○　令和５年 11 月には、デフレ完全脱却のための総合経済対策により、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の取組の普及、国民意識の向上に向けた「孤独・孤立対策強化月間」における普及啓発活動の強化等を行うこととした。

○　令和６年度予算において、「孤独・孤立対策推進交付金」を新たに設け、令和５年度補正予算とともに、地方における官民連携体制の構築やＮＰＯ等の運営力向上等に向けた支援を実施することとしている。

２．孤独・孤立に関するフォーラムの開催

○　令和３年２月には、「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」を内閣総理大臣主催で開催した。ＮＰＯ等の 10 名の方々にご参加いただき、新型コロナウイルス感染防止に配慮した形でつながりの活動を展開すること

が大切であることや、悩んでいる方に向けて、様々な支援策があり、悩みを相談してほしいことなどをメッセージとして発出した。

○　令和３年６月から 11 月にかけて、孤独・孤立に関する現場において実際に支援活動に取り組んでいるＮＰＯ等の方々から直接ご意見を聞き、政策立案に活かすことを目的とした「孤独・孤立に関するフォーラム」を計 10 回開催（うち３回は地方で開催）した。

３．孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

○　令和３年９月には、全国的にＮＰＯ等支援を行う中間支援組織、分野ごとの全国団体等 15 団体が集まり、プラットフォームの検討を始めるための第１回準備会合を開催した。その後、２回の準備会合を開催して規約案等のプラットフォームの体制について議論し、令和４年２月に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立した。

○　孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいては、孤独・孤立に係る課題等についてテーマごとに分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論している。現在、①「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方、②きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国・地方）・民間・ＮＰＯ等の役割の在り方、③相談支援に係る実務的な相互連携の在り方について議論する分科会１～３が設けられている。

分科会１の検討成果並びに分科会２及び分科会３の中間整理のポイントは、以下のとおりである。

①分科会１の検討成果（令和４年 10 月７日）

令和３年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえ、３つの視点から、課題と対応策を検討した。

（制度を知らない層）

- 当事者等に必要な情報が届くようにする必要があり、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。
- 「プッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する（例：転入・転出、母子健康手帳の交付時等のアプローチで情報提供等）。孤独・孤立対策強化月間・週間等を設定する。等

（制度は知っているが相談できない層）

- 支援を受ける手続等をわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。遠慮や我慢をなくすこと等で、相談できる社会環境をつくる。
- 制度申請の簡易化やオンライン化等により、手続きの負担感を減らす。制度の活用は権利であることの認識を周知する。行政と民間団体が連携を進める。等

（相談者（相談を受ける人）になりうる層）

・　社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。
・　身近な実践者の事例を紹介する。「認知症サポーター養成事業」を参考に、孤独･孤立の理解者を増やす活動として､同養成講座のような仕組みを設ける。既存の取組を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実を行う。等

（その他）
・　地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築を図り、全国への普及を進める。等

②分科会２の中間整理（令和４年 11 月９日）
・　孤独・孤立対策においては､「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべき。
　セーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において､「緊急時対応」のみならず､「日常生活環境における対応」が、予防や早期対応の観点からも重要。
　この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは､「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
・　孤独・孤立対策においては､「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

③分科会３の中間整理（令和５年３月 16 日）
・　孤独・孤立に関する悩みは複雑化・多様化していること等を踏まえ、相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備を推進する。関係団体の連携を強化し、もって悩んでいる方々に各種支援策が着実に行き届くようにする。
・　分かりやすい番号で入口を統一しつつ、あらゆる困りごとを一元的に受け付けるワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制を整備する。
・　これらの視点を踏まえ実施した試行事業（＃9999 を統一番号とする試行事業）の成果や課題（周知、相談体制強化、人材育成・確保、若年層への対応等）を踏まえつつ、本格実施に向けた環境を整備していくことが必要。その際、相談データや相談内容の更なる分析を行い、相談者像を踏まえた仕組みとすることが重要。
・　中長期的には、地方における支援機関間の連携や相談窓口の進展の状況を踏まえつつ、#9999 から各地方の相談窓口につなぎ、国は地方が対応しにくい時間帯や相談が集中する特定の期間、専門分野の相談等に重点をおく体制について検討していくことが望ましい。

４．地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

○　長引くコロナ禍や物価高騰等により高まる支援ニーズに対応するため、実情の異なるいくつかの地域におけるプラットフォームの整備を国が後押しすることで、連携強化を迅速に実現していくと同時に、地域の実情に応じた効果的な連携の進め方のモデルを開発し、連携基盤の全国への波及を進めることとしている。

令和４年度は、都道府県・政令指定都市 12 団体、政令指定都市を除く市区町村 17 団体の合計 29 団体が、令和５年度は、都道府県・政令指定都市５団体、政令指定都市を除く市区町村 10 団体の合計 15 団体が、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進に取り組んだ。

５．孤独・孤立相談ダイヤルの試行

○　相談窓口へのアクセスの容易化や相談ニーズへの迅速な対応のため、ＮＰＯ等関係団体が連携し、関係府省庁、電気通信事業者、地方公共団体、警察、自立相談支援機関等の協力を得て、統一的に 24 時間相談を受け付ける窓口体制である「孤独・孤立相談ダイヤル」や相談と支援をつなぐ連携の強化の試行を行っている。

この取組は、悩みを抱える相談者が「＃9999」に電話し、音声ガイダンスにより分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげ、必要な場合に地域の支援団体へ連絡する仕組みとしている。これまで、令和４年７月７日～14 日、８月 30 日～９月６日、12 月１日、12 月 28 日～令和５年１月４日、12 月 15 日～令和６年１月４日、５月２日～７日に試行を実施した。令和６年５月の実施においては、メール相談及びメタバース空間における相談も試行的に実施した。

６．情報発信の充実

○　孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して情報発信するウェブサイト「あなたはひとりじゃない」を作成し、チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内している。18 歳以下向けのホームページを令和３年８月に先行公開した後、一般向けのホームページを同年 11 月に公開した。

○　令和４年２月～６月には、「あなたはひとりじゃない～声をあげよう、声をかけよう」キャンペーンを開催した。「孤独・孤立は誰にでも起こりうることであり、それについて話してもいい」という認識を広げ、声を上げやすい環境とともに、周囲の方々も声をかけ、受け止めることのできる社会認識を醸成するため、「ひとりじゃないカフェ」（孤独・孤立対策担当大臣がゲストを迎え、孤独の体験について語り合うオンライン番組）など、様々なイベント等を行った。

○　ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」について、令和５年３月より、外国語（10 言語）のページを公開するほか、同年５月より、マイナポータル「ぴったりサービス」との連携により、チャットボットの利用結果からお住まいの市区町村の支援制度の手続き情報への接続を開始。さらに携帯電話事業者と連携して、携帯電話料金の支払いが遅れている方に対する案内において、「あなたはひとりじゃない」を紹介する、プッシュ型での情報発信の取組を開始した。

○　令和５年８月中旬以降、「大丈夫！あなたはひとりじゃない」キャンペーンを実施した。孤独・孤立は誰にでも起こり得ることであり、国民に身近な問題であるという社会認識を醸成することを目的としたメッセージ動画や、孤独・孤立対策担当大臣と孤独・孤立対策に資する取組を行っている民間企業の担当者との座談会動画を配信した。

○　令和６年５月には、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会１の検討成果を踏まえ決定した「孤独・孤立対策強化月間」を初めて本格実施した。社会全体で孤独・孤立の問題への理解・意識や対策の気運を高めていくことを目的に、広報ポスター等を用いた周知活動をはじめとした様々な取組を全国の地方公共団体や関係団体と連携して展開した。また、強化月間特設ウェブページ及び特設メタバース空間「ぷらっとば～す」を開設し、孤独・孤立の問題に関する情報や関係団体の取組をウェブページ内で集約して発信するとともに、問題の啓発や対策の推進に資する内容の各種イベントをメタバース上で開催した。さらに、新生活や長期休暇による心身のストレスなど、悩みを抱えやすい時期柄であることから、５月２日～７日の一部時間帯において、悩みを抱える方に向けた相談窓口を特設メタバース上に試行的に設置した。

７．つながりサポーターの養成に向けた取組

○　孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会１「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」の検討成果を踏まえ、孤独・孤立の理解・意識や気運を社会全体で高めていくため、孤独・孤立の問題について知識を身に付け、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートすることのできる人材、「つながりサポーター」の養成に向けた取組を進めている。

令和５年度においては、「つながりサポーター」の養成に必要なカリキュラム等の検討を行い、地方公共団体や民間企業、専門学校を含む、全国５か所においてつながりサポーター養成講座の試行実施を行った。また、令和６年５月の「孤独・孤立対策強化月間」においても、特設メタバース空間「ぷらっとば～す」上において、つながりサポーター養成講座を実施した。

８．海外との連携・国際的理解の増進

○　令和３年６月の日英の孤独担当大臣会合の開催及び共同メッセージの公表、同年７月の孤独・孤立対策担当大臣と欧州委員会副委員長との会談及び共同発表、令和４年６月の「孤独・孤立対策に関する駐日大使会合」の開催など、孤独・孤立対策に関する海外との情報共有や国際的理解の増進等のための取組を行った。

○　令和５年６月にドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年大臣との孤独・孤立対策に関する会談を開催し、「孤独・孤立に関する日・独共同発表」を公表した。当該共同発表に基づき、ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省、内閣官房孤独・孤立対策担当室、ベルリン日独センターの共催で日独オンライン・シンポジウム「孤独と社会的孤立に立ち向かう政策と実践―ドイツと日本の視点」を開催し、両国の政策、取組、調査結果を共有した。

○　ＷＨＯ（世界保健機関）は令和６年より「社会的つながりに関する委員会（WHO Commission on Social Connection）」を発足させ、孤独と社会的孤立の問題を重大な公衆衛生課題として位置付け、解決策の規模を拡大するために必要な資源を動員する３年間の取組を行うこととしている。日本の孤独・孤立対策担当大臣もハイレベル委員会の設立メンバーの１人として参画している。

９．孤独・孤立の実態把握

○　令和３年 12 月から、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査として、「人々のつながりに関する基礎調査」を実施している。最新の調査は令和5年 12 月に実施し、令和６年３月に調査結果を公表した。

○　最新の調査結果によると、直接質問で、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は 4.8%であった一方で、孤独感が「決してない」と回答した人の割合は 17.9%であり、残りの約８割の人には程度の差はあるが孤独感があることがうかがえた。また、間接質問（孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA 孤独感尺度」に基づく質問）では、孤独感スコア（最低点３点～最高点 12 点）でみると、10～12 点の人の割合は 6.9%、３点の人の割合は 13.7%となっている。年齢階級別で見ると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人や孤独感スコアが 10～12 点の人の割合は、いずれも 20 歳代～50 歳代で高くなっている。

孤立については、社会的交流（家族・友人等との交流）、社会参加（PTA 活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味等の人と交流する活動への参加）、社会的サポート（頼れる人の有無、相談相手の有無）の状況から社会的孤立の状況を把握した。例えば、社会的交流については「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が 9.6%であり、社会参加については「特に参加していない」人の割合が 51.8%であった。

○　令和３年及び令和４年の孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果についての有識者による考察の主な内容は以下のとおりであった。

- 孤独を感じる程度が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が若年層で高いことや、相談相手のいない人は、中年層や男性、未婚、離別を経験、学歴が低い、収入が低い、仕事をしていない（求職中）と回答した割合が高い傾向があること。
- 孤独を感じる程度が「しばしばある・常にある」と回答した人は、心身の重大なトラブル（病気・怪我等）、人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む。）、金銭による重大なトラブル、仕事上（職場）の重大なトラブル、家族間の重大なトラブル（家庭内別居・ＤＶ・虐待を含む。）を経験したと回答した割合が高い傾向があること。
- 相談相手のいない人は孤独を感じる程度が比較的高い回答が多く、孤独を感じる程度が比較的高い人ほど「我慢できる」「支援の受け方がわからない」「支援を受けるための手続きが面倒である」と回答した傾向があること。
- 支援を受けない理由として「支援が必要だが、我慢できる程度であるため」と回答した人は、年齢が高めで、所得が低い状況にあるという回答の傾向がうかがえることや、若年層は相談に対してあまり意義を見出していないという回答の傾向がうかがえること。
- 周りの困っている人への積極的な声掛けや手助けに前向きな回答をした人は、女性や若年世代、相談相手がいる、収入が高いという回答の傾向があること。

○　その他、こども・若者の意識と生活に関する調査（令和４年度）や在留外国人に対する基礎調査（令和５年度）など、各調査の対象者ごとに孤独感を測定する設問を設けている調査がある[29]。

10. 孤独・孤立対策推進法

○　孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制を整備することを目的とした、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するための基盤となる法案について、令和５年２月に「孤独・孤立対策に関する有識者会議」において議論された。その後、第 211 回通常国会に孤独・孤立対策推進法案が提出された。国会審議を経て令和５年５月 31 日成立、６月７日に公布され、令和６年４月１日より施行された。

11. 孤独・孤立対策の重点計画

○　令和３年 12 月、孤独・孤立対策の基本理念、基本方針、具体的施策等を記載した「孤独・孤立対策の重点計画」（法施行前の重点計画）を策定した。当該重点計画は、「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」における意見聴取等を経て策定し、同月に孤独・孤立対策推進会議で決定した。

○　令和４年 10 月以降「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」において当該重点計画の改定に向けた議論及び地方公共団体ヒアリングを実施し、同年 12 月に孤独・孤立対策推進会議で議論の上、当該重点計画を改定した。

○　令和５年 10 月から令和６年１月まで「孤独・孤立対策に関する有識者会議」において、推進法に基づく重点計画に盛り込むべき事項等について議論を行った。令和６年２月に開催した孤独・孤立対策推進会議において、有識者会議の意見を構成員と共有の上、推進法に基づく重点計画の策定に向けた準備を行うこととした。

---

[29] ・こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）では、こども・若者の孤独感を直接質問及び間接質問により測定している。10 歳～14 歳を対象にした調査では、直接質問においては、孤独感が「しばしばある・いつもある」2.9%、「時々ある」5.9%、「たまにある」14.7%、「ほとんどない」31.3%、「まったくない」44.2%、間接質問においては、孤独感が「いつもある」3.2%、「時々ある」19.4%、「ほとんどない」36.8%、「まったくない」40.2%との結果であった。
・在留外国人に対する基礎調査（令和5年度）では、在留外国人の孤独感を直接質問により測定している。孤独感が「しばしばある・常にある」7.9%、「時々ある」22.7%、「たまにある」25.8%、「ほとんどない」21.2%、「まったくない」22.4%との結果であった。